

道州制ビジョン懇談会中間報告のポイント

資料4

(平成20年3月24日)

道州制ビジョン懇談会とは

- 政府において、初めて道州制担当大臣が置かれ（平成18年9月）、その下に道州制のビジョンの検討のために設けられた懇談会（平成19年1月設置）
- 道州制の理念・目的、導入目標時期、プロセスについて今回具体的に提示
- 平成21年度中に最終報告を予定

現状の問題点

- 中央集権体制の弊害
- 東京一極集中による地方の活力の低下と地域格差の拡大
- コスト意識の低さと巨額の財政赤字など

道州制の理念と目的

[理念]

時代に適応した「新しい国のかたち」に
—中央集権型国家から分権型国家へ—
「地域主権型道州制」

[目的]

- ・ 繁栄の拠点の多極化と日本全体の活性化
- ・ 住民本位の地域づくり
- ・ 効率的・効果的行政と責任ある財政運営 など

制度設計の基本的な考え方

- ・ 国、道州、基礎自治体の役割見直し
- ・ 国の役割を限定し、地域に「主権」
- ・ 国家組織の再編 など

導入のメリットと課題への対応

○ 導入のメリット

- ・ 政治や行政が身近になり受益と負担の関係が明確化
- ・ 東京一極集中の是正により多様性のある国土と生活の構築
- ・ 重複行政の解消などによる行財政改革の実現
- ・ 道州の地域経営による広域経済文化圏の確立
- ・ 国家戦略や危機管理に強い中央政府の確立 など

○ 対応すべき課題

- ・ 国の調整機能が失われることによる地域格差の拡大
- ・ 住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化 など

こうした課題は道州制の制度設計などにより解決

国、道州、基礎自治体の役割と権限

- 国、道州、基礎自治体の役割分担の見直し
 - ・ 国は、①国際社会における国家の存立、②国家戦略の策定、③国家的基盤の維持・整備、④全国的に統一すべき基準の制定に役割を限定
 - ・ 道州は、①広域行政、②規格基準の設定、③基礎自治体の財政格差調整を担う。
 - ・ 基礎自治体は、地域に密着した対人サービスなどの行政分野を総合的に担う。
- 自主立法権の確立
- 国と道州間の調整等は、「国・道州連絡協議会(仮称)」が実施

道州の組織等

- 各道州の判断による自主的な組織形成
- 広範な自主立法権をもつ一院制議会
- 道州の首長及び議会議員は直接選挙

道州の区域

①経済的・財政的自立可能な規模、②住民が帰属意識をもてる地理的一体性、③歴史・文化・風土の共通性、④生活や経済面での交流などの条件

道州制特区関係

北海道の提案を受けた権限財源の積極的な移譲により
今後の道州制の制度設計と導入の推進に資することを期待

道州制における税財政制度

- 偏在性が小さく、安定性を備えた新たな税体系の構築
- 道州、基礎自治体に対して必要な財政調整
- 懇談会に専門委員会を設置し、更に検討を深める

道州制の導入プロセス

- 道州制の導入は国民生活に大きくかわるため、地域住民と地方自治体が主体性に考えることが望ましい。
- 政治によるリーダーシップが強力に発揮されるべき。
- 準備期間を設けた上で、全国一律に移行が望ましい。
- 「道州制基本法(仮称)」を制定し、内閣に検討機関を設置
- 道州制の導入はおおむね10年後をめざす。